

I 償却資産とは

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税が課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第 341 条第 4 号）

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在の償却資産の保有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。不申告や虚偽の申告、検査の拒否等があった場合は、過料や延滞金、懲役刑や罰金刑の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために使用できる状態の構築物・機械・器具・備品等が対象になります。

資産の種類			主な償却資産
第 1 種	構築物	構築物	駐車場の舗装、門、塀、庭園・緑化施設、屋上看板等の広告設備、独立キャノピー、畜舎、堆肥舎、その他土地に定着した土木設備、看板、フェンス 等
		建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置、浄化槽、内装・内部造作 等（詳しくは 9 ページ参照）
第 2 種		機械及び装置	工作機械・土木機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置、厨房機器、太陽光発電設備 等
第 3 種		船舶	貨物船、釣船、客船、漁船、タンカー、ボート、はしけ 等
第 4 種		航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第 5 種		車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト 等（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」「9」「90～99」「900～999」のもの）、台車 等
第 6 種		工具、器具及び備品	机、いす、パソコン、プリンター、テレビ、応接セット、ルームエアコン、冷蔵庫、金庫、自動販売機、陳列ケース、カラオケ機器、理・美容機器、医療機器等の備品、ドリル・金型等の工具 等 ※新紙幣発行に伴い入替を行ったレジスター、券売機、両替機 等も申告の対象となります。

2 申告が必要な資産

毎年1月1日現在事業のために使用できる状態にある資産のうち、次の（１）および（２）の要件を満たす資産です。

- （１） 土地および家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

◎次のような資産も事業のために使用できる状態であれば、申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後、1月1日までに取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産

- （２） 耐用年数が1年以上で、個人の場合は1個または1組あたりの取得価格が10万円以上の資産。法人の場合は、10万円未満でも税務会計上資産として計上し、個別に減価償却している資産

取得価格	個別に減価償却 している資産	中小企業等の少額 減価償却資産特例	3 年間一括償却	一時に損金算入
10 万円未満	申告必要	申告必要	申告不要	申告不要
10 万円以上 20 万円未満				
20 万円以上 30 万円未満				
30 万円以上				

※ 法人税法第64の2第1項、所得税法第67条の2第1項の規定に該当するリース資産（20万円未満）は申告不要です。

3 申告が不要な資産

- ア 自動車税、軽自動車税の課税客体となる自動車等
- イ 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用のものは申告が必要です。）
- ウ 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権等）
- エ 繰延資産（開業費、開発費等）
- オ 棚卸資産（商品、貯蔵品、原材料等）
- カ 書画・骨とう（複製等装飾的な目的に使用しているものは申告が必要です。）

4 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
事務所	駐車場舗装、造作費（借用事務所含む）、事務机・いす、応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、テレビ、タイムレコーダー、金庫、看板 など
農・畜産業	畜舎、堆肥舎・発酵舎、歩行型トラクター、歩行型コンバイン、わら処理カッター、刈取機（バインダー含む）、テッダー・ハーベスタ等（自走式は除く）、飼料裁断機、自動給餌機・給水機、搾乳機 など
建設業	ユンボ、ブルドーザー、タイヤショベル、トランシット、ラインマーカ―、クレーン車、大型特殊自動車（1ページ参照）、看板 など
不動産貸付業	駐車場舗装、受変電設備、塀、フェンス、駐車料金精算機、緑化施設（植木等）、太陽光発電設備、ルームエアコン など
医療・薬局業	駐車場舗装、自家発電設備、レントゲン機器、調剤機器、消毒殺菌用機器、手術機器、検査機器、歯科診療ユニット、ベッド、薬品棚 など
小売業	駐車場舗装、受変電設備、看板、照明設備、自動販売機、レジスター、陳列棚・陳列ケース、冷蔵庫・冷凍庫、電子秤、肉切断機 など
ガソリン給油所	構内舗装、計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、地下タンク、POSシステム、消火器、洗車機、検査工具、独立キャノピー など
自動車修理業	路面舗装、リフト、ジャッキ、旋盤、チェンブロック、オイルクリーナー、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、塗装設備、溶接機 など
飲食業	駐車場舗装、看板、造作費（借用店舗含む）、レジスター、カウンター、机・いす、厨房機器、冷蔵庫・冷凍庫、タオル蒸器、製麺機、自動販売機、テレビ、ルームエアコン、カラオケ機器、室内装飾品 など
理・美容業	駐車場舗装、看板、理・美容いす、パーマ器、湯沸器、サインポール など
遊技業	駐車場舗装、看板、照明設備、受変電設備、パチンコ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケセット、接客用家具 など
発電業	事業用の風力・水力・バイオマス・太陽光発電設備 など

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方で、**1月1日現在に償却資産を所有している方**です。

地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持ち分に応じて個別に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が申告する必要があります。

なお、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定に該当するリース資産で、取得価格が 20 万円未満の資産は申告不要です。

3 提出していただく書類

（１）必ず提出していただくもの

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書（**前年中に資産の増減がない場合でも、必ず提出してください。**）

（２）該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ア 課税標準の特例がある場合・・・課税標準特例該当届出書
事実を証明する書類
- イ 非課税資産がある場合・・・・・・非課税申告書、事実を証明する書類
- ウ 短縮耐用年数を適用した場合・・・国税局長の承認通知書（写）
- エ 増加償却をした場合・・・・・・税務署長への届出書（写）
- オ 減免該当資産がある場合・・・・減免申請書、事実を証明する書類

◎申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

4 eLTAX により申告される場合

(えびの市では全資産申告となります)

eLTAX により申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在えびの市内に所有するすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	1 種類別の資産数量を必ず件数欄に記載してください。 (種類別明細書の「数量」欄を集計) 2 前年前取得、課税標準の特例および取得年月、取得価格、耐用年数等に変更がある場合は、必ず備考欄に記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1 減少した資産のリストを種類別明細に添付してください。 2 資産に増減がある場合は、その増減事由を摘要欄等に記載してください。 3 前年前取得、課税標準の特例、取得年月、取得価格、耐用年数等に変更がある場合は、必ず摘要欄に記載してください。

5 企業の電算処理により申告される場合

(えびの市では全資産申告となります)

電算処理により申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在えびの市内に所有するすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書	1 種類別の資産数量を必ず備考欄等に記載してください。 (種類別明細書の「数量」欄を集計) 2 評価額、決定価格、課税標準額を必ず記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1 次の項目は必ず記載してください。 「資産種類」「資産の名称」「数量」「取得年月」「取得価格」「減価残存率」「耐用年数（改正耐用年数も含む）」「価格」「特例率（該当がある場合）」「増加事由」 2 評価額は、18～19 ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前および改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 4 減少した資産のリストを種類別明細に添付してください。 5 資産に増減がある場合は、その増減事由を摘要欄等に記載してください。

6 提出期限

毎年1月31日です。（提出期限が土日祝日の場合は、その翌日が期限になります。）

◎期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早目の提出にご協力ください。

7 提出先（ファックスによる申告は受け付けておりません。）

えびの市役所税務課にご提出ください。

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292番地

えびの市役所税務課固定資産税係

TEL：0984-35-3735

えびの市ホームページアドレス

<https://www.city.ebino.lg.jp/>

◎受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

◎郵送でも受け付けています。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。切手を貼った返信用封筒がない場合は、返送できませんので、あらかじめご了承ください。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください!!

平成26年9月から、eLTAXが更に便利になりました！

- 利用届出（新規）を提出後、すぐに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取込による申告書の作成が可能です。

エルタックス

eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください!!

○ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

○電話：0570-081459（ハイシンコク）

IP電話やPHSからは：03-5500-7010

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください！

8 非課税および課税標準の特例について

(1) 非課税となる資産

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税の非課税措置があります。ただし、固定資産を有料で貸し付けている場合は、その所有者に固定資産税が課税されます。

【例】国・都道府県・市町村等が所有する固定資産

学校法人等が設置する教育用固定資産

社会福祉法人等が老人福祉施設・障害者支援施設等の用に供する固定資産

(2) 課税標準の特例が適用される資産の例

地方税法第 349 条の 3 および同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税の軽減措置があります。

根拠規定		特例対象資産【例】	特例率	添付書類
条	項号			
地方税法 第 349 条の 3	第 3 項	農協、中小企業等共同組合等の共同利用設備	3 年間 1 / 2	事実を証明する書類（写）
附則第 15 条	第 2 項 各号	汚水または廃液の処理施設 ※わがまち特例	1 / 3	特定施設設置届出書（写）
		ごみ処理施設	1 / 2	一般（産業）廃棄物処理施設設置許可書等（写）
		一般廃棄物最終処分場	2 / 3	
		産業廃棄物処理施設	1 / 3	
		下水道除害施設 ※わがまち特例	3 / 4	除害施設新設等届出書（写）
	第 25 項 各号	風力発電設備（20 k w 以上） ※わがまち特例	3 年間 2 / 3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書（写）、電力受給契約書（写）
		風力発電設備（20 k w 未満） ※わがまち特例	3 年間 3 / 4	
	第 45 項	中小企業等先端設備（令和 5 年 4 月 1 日以降の取得）	3 年間 1 / 2	先端設備等導入計画認定書（写）、工業会等の設備証明書（写） ※賃上げ方針を表明したことを証する書類（写）
		※従業員の賃上げ方針を位置づけている場合、取得時期に応じて以下の特例率となります。		
		令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日の取得	5 年間 1 / 3	
		令和 6 年 4 月 1 日以降の取得	4 年間 1 / 3	

9 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第 386 条および市の市税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

10 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条および第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、検査拒否された場合は、地方税法第 354 条の規定により、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等の結果、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は、現年度だけでなく 5 年度分まで遡って修正することもあります。過年度分において追徴課税となった場合は、通常の納期とは異なり納期は 1 回となりますので、ご承知おきください。

11 建物附属設備・特定付帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次のページを参照）

償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの
または独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの………家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備 など

イ 特定の生産または業務用の設備の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、污水处理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス・給排水配管等、照明設備等およびその附属設備は、償却資産となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装・造作・建築設備等の資産（特定付帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ、配線、配管等（特定付帯設備）は、テナントの方が償却資産として申告してください。（地方税法第 343 条第 9 項）

(3) 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容【例】	家屋と設備等の所有者			
			同じ		異なる	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	電灯コンセント設備、照明器具設備		◎		◎
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋内設備一式	○			◎
		屋外設備一式		◎		◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
給排水・衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス、床暖房用等）、 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	厨房設備	飲食店・ホテル・病院・社員寮等の厨房設備		◎		◎
	その他	冷凍・冷蔵倉庫の冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、看板、機械式駐車設備等		◎		◎
外溝工事	外溝工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎
発電設備	太陽光発電設備	屋根材自体が太陽光パネルになっているもの	○			◎
		屋根材の上に太陽光パネルを設置しているもの		◎		◎
		架台、パワーコンディショナー、接続・表示ユニット等		◎		◎

12 所得税・法人税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点があるため、ご注意ください。

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（所得税・法人税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 （国税の旧定率法と同じ）	【H19. 3. 31 以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択 （建物については、旧定額法） 【H19. 4. 1 以降取得】 定率法、定額法等の選択 （建物については、定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（注1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度額	取得価格の5%（注2）	1円（備忘価格）
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を別々に評価）（注3）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満 または取得価格が10万円 未満の資産）	一時の損金または必要経費に算入したものは課税対象外（注4）	一時の損金算入が可能または必要経費に算入する（所得税法施行令第138条または法人税法施行令第133条）
一括償却資産 （取得価格が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金または必要経費に算入したものは課税対象外（注5）	3年間で損金または必要経費に算入が可能（所得税法施行令第139条または法人税法施行令第133条の2）
即時償却資産 （中小企業等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象です。（注6）	取得価格に相当する額を損金または必要経費に算入が可能（租税特別措置法第28条の2または同法第67条の5）

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価格としてください。

（注2）平成19年度改正により、国税における最低評価額の取扱いは、それまでの「取得価格の5%」から「1円」に変わりましたが、固定資産評価基準は改正されませんでした。そのため、固定資産税の最低評価額は「取得価格の5%」となっています。

（注3）平成19年度改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

- (注4) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、その場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注5) 法人または個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、その場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注6) 中小企業者に該当する法人または個人の方が、平成 15 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に 30 万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金または必要経費に算入することができます(平成 18 年 4 月 1 日以降は上限 300 万円まで)。ただし、取得価格が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。
- 固定資産税（償却資産）は、この規定により損金または必要経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

13 国税資料等の閲覧について

えびの市では地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、えびの市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により過年度に遡って賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。